

仕様書

1. 件名

令和8～10年度一般旅客自動車運送（タクシー）の業務委託

2. 業務概要

供給者は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の指定した時間、場所に振興会の要求する台数の無線タクシーを配車する。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 一般事項

本件に関する以下の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 東京都特別区の区域内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の免許を受けている者であること（当該免許を有する者で組織する協同組合を含む）。
- (2) 24時間配車可能な車両を330台以上保有しており、振興会国立劇場構内（東京都千代田区隼町4番1号）、国立劇場養成所（東京都渋谷区代々木神園町3番1号 国立オリンピック記念青少年総合センター内カルチャー棟）及び国立能楽堂構内（東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号）に、原則として10分以内に配車できること。
- (3) 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。
- (4) 使用する車両については、常に最良の状態を保持するため、法定点検及び日常的な整備・点検を行うこと。また、車両を常に清潔且つ綺麗な状態に保つこと。
- (5) 有効に使用できるタクシー乗車券（作成及び印刷等を含む）を無償で振興会に提供できること。
- (6) 上記(5)のタクシー乗車券の使用による事務取扱手数料が無料であること。
- (7) 振興会が供給者の無線タクシーを使用し下車する際、供給者の乗務員は、タクシー乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等が正確に記入されていることを確認した上で、これを受け取ること。
- (8) 上記(7)に定める乗車走行料金についてタクシー乗車券に記入する金額は、供給者が関東運輸局長の認可を得た金額であり、車両に備付けの料金メーターに表示された金額とする。
- (9) 月毎の支払が可能であること。また、国立劇場構内及び国立劇場養成所並びに国立能楽堂構内毎の総括請求書及び使用単位（部課）毎の請求書の発行が可能であり、請求書は、国立劇場構内及び国立劇場養成所並びに国立能楽堂構内使用分に分け、それぞれを以下に掲げる担当部署に提出することが可能

であること。

※国立劇場構内及び国立劇場養成所使用分

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課物品契約係

※国立能楽堂構内使用分

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1

国立能楽堂事業推進課事業推進係

5. その他

- (1) 以上は、概要を示したものであり、本仕様書に記載のない事項については、供給者、振興会財務部契約課物品契約係の協議によって定めること。
- (2) 本件供給者は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（最新版）に定める旅客輸送（自動車）の基準に従うこと。
- (3) 契約期間中に、事務所の移転等により 4. (2) 及び (9) の要件が変更になる場合がある。この場合、振興会は変更の1か月前までに通知を行うものとし、変更の内容について双方で協議の上、本件業務の履行継続に努めること。